

# 国土強靱化基本計画の 国の他の計画等への反映状況について

# 国土強靱化基本計画の国の他の計画等への反映状況

- 国土強靱化基本法において、国土強靱化基本計画は、**国土強靱化に係る国の他の計画等の指針**となるべきものとされている。
- 平成26年6月に国土強靱化基本計画を策定して以降、順次、国の他の計画等に国土強靱化基本計画の内容を反映させている。
- 前回の国土強靱化推進本部（平成27年6月）後、本年4月末日までの反映状況は、以下のとおり。

（平成28年4月末日現在）

| 基本計画の内容を反映させた主な他の国の計画等（前回推進本部以降） | 名称   | 決定主体                 | 最終改正等   |
|----------------------------------|--|----------------------|---------|
|                                  | 世界最先端IT国家創造宣言                                  | 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 | 平成27年6月 |
|                                  | 国土形成計画（全国計画）                                   | 閣議決定                 | 平成27年8月 |
|                                  | 国土利用計画（全国計画）                                   | 閣議決定                 | 平成27年8月 |
|                                  | 社会資本整備重点計画                                     | 閣議決定                 | 平成27年9月 |
|                                  | 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 | 環境大臣                 | 平成28年1月 |
|                                  | 科学技術基本計画                                       | 閣議決定                 | 平成28年1月 |
|                                  | 活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針                        | 内閣総理大臣               | 平成28年2月 |
|                                  | 住生活基本計画  | 閣議決定                 | 平成28年3月 |
|                                  | 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針                  | 国土交通大臣               | 平成28年3月 |
|                                  | 北海道総合開発計画                                      | 閣議決定                 | 平成28年3月 |
| 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針            | 閣議決定   | 平成28年4月              |         |

# 主な反映状況

(注) 以下の計画等については、記載以外にも国土強靱化基本計画を反映させた箇所がある。

## (1) 国土強靱化基本計画の指針性を明示し、施策内容を反映しているもの

### 【国土強靱化基本計画】

(指針性)

本計画は、他の国の計画等の指針となるべきもの

(土地利用(国土利用))  
東京一極集中からの脱却

反映

### (国土形成計画(全国計画))

- **計画の推進に当たっては**、まち・ひと・しごと創生及び**国土強靱化の施策と連携**するとともに、社会資本整備重点計画、交通政策基本計画等の実施を通じて具体化する。
- (略) すなわち守りと攻めの拠点を形成し、それをネットワークでつなぐ重層的かつ強靱な「コンパクト+ネットワーク」の国土づくりを推進し、対流を起こすことによって、「東京一極集中」を解消し、**東京一極集中を是正**する。また、例えば、**首都直下地震等の災害リスクを軽減**する観点から、ICTの進化・活用等により、**現在東京に存在する国や民間企業の施設、機能等について地方への移転・分散、バックアップを進め**、それに伴う地方への移住を促進する。

### 【国土強靱化基本計画】

(指針性)

本計画は、他の国の計画等の指針となるべきもの

(交通・物流)  
代替輸送ルートの確保

反映

### (社会資本整備重点計画)

- これらの課題に対し、**国土強靱化基本法**、南海トラフ地震対策特別措置法、首都直下地震対策特別措置法が制定されるなど対策の基本的な枠組みが充実・強化されており、**これらに即した基本計画・対策計画等に基づき**、**地震・津波対策等を重点的に行う**とともに、(略)
- (略) 日本海側と太平洋側の連携の強化を含め、陸上・海上・航空輸送の特性を踏まえた**ネットワークの代替性・多重性の確保を図る**とともに、幹線交通施設等の社会経済上重要な施設を保全するための土砂災害対策等を推進する。

## (1) 国土強靱化基本計画の指針性を明示し、施策内容を反映しているもの（続き）

### 【国土強靱化基本計画】

(指針性)

本計画は、他の国の計画等の指針となるべきもの

(住宅・都市)  
建築物の耐震化

反映

### (中心市街地の活性化を図るための基本的な方針)

- 本方針に基づく施策の推進に当たっては、(中略) 施策に取り組むものとする。その際、(中略) これらの取組を一体的に実施するとともに、各府省庁における地方創生及び **国土強靱化の取組と有機的に連携しながら、政府を挙げて総合的な支援を推進するものとする。**
- 中心市街地における市街地の整備改善を進めるに当たっては、基本計画において定められた中心市街地において、面としての中心市街地の機能向上、環境改善、防災機能の向上等に資するよう、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面整備事業、道路、公園、駐車場、下水道等公共の用に供する都市基盤施設の整備事業その他の事業を適切に組み合わせ、積極的かつ強力に進めることが重要である。**

## (2) 国土強靱化基本計画の施策内容を反映しているもの

### 【国土強靱化基本計画】

(情報通信)  
地理空間情報（G空間情報）の活用等、  
社会インフラ情報等の活用

反映

### （世界最先端IT国家創造宣言）

- 地理空間情報（G空間情報）の利用を官民が協力して進めるとともに、行政の情報収集を補完する民間情報の防災・減災への活用や多くの主体での防災・減災情報の共有を推進し、また、（中略）総合防災情報システムの災害関連情報について（中略）、迅速に誰もが地理空間情報（G空間情報）や災害関連情報を利活用できるようにする。
- 社会インフラの管理者は、社会インフラの維持管理・更新に必要なデータを体系的に把握し、2013年度から各施設の現況などのデータのデータベース化を推進する。また、当該データを統一的に扱うプラットフォームを構築し、（中略）本格運用へ移行する。

### 【国土強靱化基本計画】

(土地利用（国土利用）)  
安全な地域づくり、  
地籍図等の整備の推進

反映

### （国土利用計画（全国計画））

- （略）国土利用については、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、（中略）災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが必要である。（中略）災害リスクの低い地域への立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めることも重要である。
- （略）国は、市町村への財政支援等を通じ、地籍調査の計画的な実施を促進する。これに加えて、南海トラフ地震等の被災想定地域における地籍整備を重点的に実施するほか、（中略）山村における地籍整備の効率的な実施等に取り組む。

## (2) 国土強靱化基本計画の施策内容を反映しているもの（続き）

### 【国土強靱化基本計画】

(環境)

地域ごとに連携した災害廃棄物処理システムの構築

反映

(廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針)

○大規模災害に際しては、被災しなかった地域も含め、全国一丸となって処理に当たることが求められることから、各主体の役割分担を明確にし、密接な連携体制を構築するとともに、地域ブロックといった都道府県を越えるより広域的な連携、さらには地域ブロック間の相互連携を進めていくことが必要である。

### 【国土強靱化基本計画】

(研究開発)

国土強靱化に係る研究開発の促進

反映

(科学技術基本計画)

○このような自然災害に対して、国民の安全・安心を確保してレジリエントな社会を構築する。具体的には、災害に負けないインフラを構築する技術、災害を予測・察知してその正体を知る技術、発災時に被害を最小限に抑えるために、早期に被害状況を把握し、国民の安全な避難行動に資する技術や迅速な復旧を可能とする技術などの研究開発を推進し、さらにはこれらを組み合わせて連動させ、リスクの効率的な低減を図るとともに、災害情報をリアルタイムで共有し、利活用する仕組みの構築を推進する。

## (2) 国土強靱化基本計画の施策内容を反映しているもの（続き）

### 【国土強靱化基本計画】

(国土保全)

ハード対策・ソフト対策を  
組み合わせた総合的な対策

反映

#### (活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針)

- (略) 必要な防災情報を付加した「火山防災マップ」を作成し、住民や登山者等に配布・周知するとともに、火山防災協議会は、これに基づいた住民や登山者等も参画した定期的な防災訓練の実施について検討することが重要である。
- 国及び地方公共団体は、火山災害に対して強靱な国土の形成を図るため、平常時から、各火山における火山現象を想定し、**治山治水事業を総合的、計画的に推進**するよう努めるとともに、噴火が発生した際には、(略) **必要な資機材の調達、緊急工事、避難に必要な情報の提供等**に努めるものとする。

### 【国土強靱化基本計画】

(住宅・都市)

密集市街地の大規模火災  
対策、建築物の耐震化

反映

#### (住生活基本計画)

- (略) **耐震性を充たさない住宅の建替え等**による更新
- **耐震化リフォームによる耐震性の向上** (略)
- 密集市街地における安全を確保するための**住宅の建替えやリフォームの促進策を検討**
- **マンション**に関しては、総合的な施策を講じることにより、適切な維持管理や**建替え・改修を促進**
- 国土強靱化の理念を踏まえ、(中略) 自然災害等に対する**防災・減災対策を推進し、居住者の安全性の確保・向上を促進**

## (2) 国土強靱化基本計画の施策内容を反映しているもの（続き）

### 【国土強靱化基本計画】

(住宅・都市)  
建築物の耐震化  
長周期地震動対策

反映

#### (建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針)

- (略) 平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。
- (略) 南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告(中略)を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。

### 【国土強靱化基本計画】

(土地利用(国土利用))  
強靱な国土づくり  
安全な地域づくり

反映

#### (北海道総合開発計画)

- (略) 自然災害等による被害を最小化するとともに、(中略)首都圏等との同時被災リスクの低さ等を活用して、人々の暮らしの安全・安心が確保された強靱で持続可能な地域経済社会を確立する。
- ハード対策とソフト対策を効果的に組み合わせることで効率的な防災・減災対策を進め、国や地方公共団体を始めとして、あらゆる機関と連携しつつ、国土の強靱化を推進することにより、災害に強くしなやかな国土を構築することが必要である。



## 改正済み（～H28.4.末）

- ・ 南海トラフ地震防災対策推進基本計画
- ・ 政府業務継続計画（首都直下地震対策）
- ・ エネルギー基本計画
- ・ 森林整備保全事業計画
- ・ 都市再生基本方針
- ・ 宇宙基本計画
- ・ 土砂災害防止対策基本指針
- ・ 海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針
- ・ 交通政策基本計画
- ・ 防災基本計画
- ・ 首都直下地震緊急対策推進基本計画
- ・ 食料・農業・農村基本計画
- ・ 世界最先端IT国家創造宣言
- ・ 国土形成計画（全国計画）
- ・ 国土利用計画（全国計画）
- ・ 社会資本整備重点計画
- ・ 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
- ・ 科学技術基本計画
- ・ 活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針
- ・ 住生活基本計画
- ・ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
- ・ 北海道総合開発計画
- ・ 中心市街地の活性化を図るための基本的な方針

## 平成28年度（5月以降）（予定）

- ・ 森林・林業基本計画
- ・ 土地改良長期計画
- ・ 地理空間情報活用推進基本計画
- ・ 健康・医療戦略
- ・ 水産基本計画
- ・ 漁港漁場整備長期計画
- ・ 観光立国推進基本計画

## 平成29年度以降（予定）

- ・ 行政機関の官署及び特殊法人の主たる事務所の移転に関する基本方針
- ・ 津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針
- ・ 環境基本計画
- ・ 沖縄振興基本方針
- ・ 高齢社会対策大綱
- ・ 豪雪地帯対策基本計画
- ・ 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図るための基本的な方針
- ・ 離島振興基本方針
- ・ 教育振興基本計画
- ・ 総合物流施策大綱
- ・ 事業継続ガイドライン
- ・ インフラ長寿命化基本計画
- ・ 奄美群島振興開発基本方針
- ・ 小笠原諸島振興開発基本方針

※1 改正スケジュールは現時点の予定であり、今後変更となることがある。 ※2 「改正済み」欄には、新規策定及び国土強靱化政策大綱を踏まえて改正等したものを含む。  
 ※3 「平成29年度以降」欄には、改正時期が未定のものを含む。 ※4 最終改正日順